

## 第2 計画の基本方針～「人と動物が共生する地域社会」の実現～

---

本計画の基本方針は、すべての県民がそれぞれの立場を尊重しながら「人と動物が共生する地域社会」の実現を目指すことです。

人と動物がよりよい関係を築くためには、人が動物に対して抱く意識は様々であることを前提とした上で、動物を飼う人と飼わない人、動物を愛する人と必ずしも好まない人が我慢や対立することなく、相互に理解を深めていくことが何よりも大切です。

動物の飼養等を巡る様々な問題は、行政や個人が個別の取組みだけで解決できるものではなく、県民、動物の飼い主、動物取扱業者、動物愛護団体、県獣医師会及び行政等が、一体となって取り組む必要があります。

また、動物の飼養者は、その飼養する動物が命を終えるまで適切に飼養することが責務であり、動物愛護の原則です。